

2. 申請課題の評価

1) 公募課題の決定手順、決定について

公募課題については、各研究事業の評価委員会において課題の検討を行い、その意見を基に、各研究事業を所管する部局の科学技術調整官が厚生科学課（プログラムオフィサーを含む）と調整の上、課題の選定を行い、厚生科学審議会科学技術部会において審議、決定する。公募課題は、行政施策の科学的な推進、技術水準の向上のために必要性の高いものについて検討することとしている。

2) 研究課題の評価

厚生労働科学研究費補助金の評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に係る指針」、「厚生労働科学研究費実施要項」に基づき行われる。

研究の透明性の確保と活性化及び公正な執行を図ることを目的とし、研究課題ごとに、事前評価委員会、中間・事後評価委員会を設置している（委員：10～15名程度）。

提出された研究開発課題は、各研究事業の評価委員会において、専門家による専門的・学術的観点と、行政担当部局の行政的観点から評価を行っている。（図11参照）

厚生労働科学研究費全体で、事前評価に述べ445人、中間・事後評価に述べ376人の評価委員が評価にあたっている。（評価委員名簿をホームページ上で公開）

書面審査を基本とし、各評価委員会の判断にヒアリングを実施している。

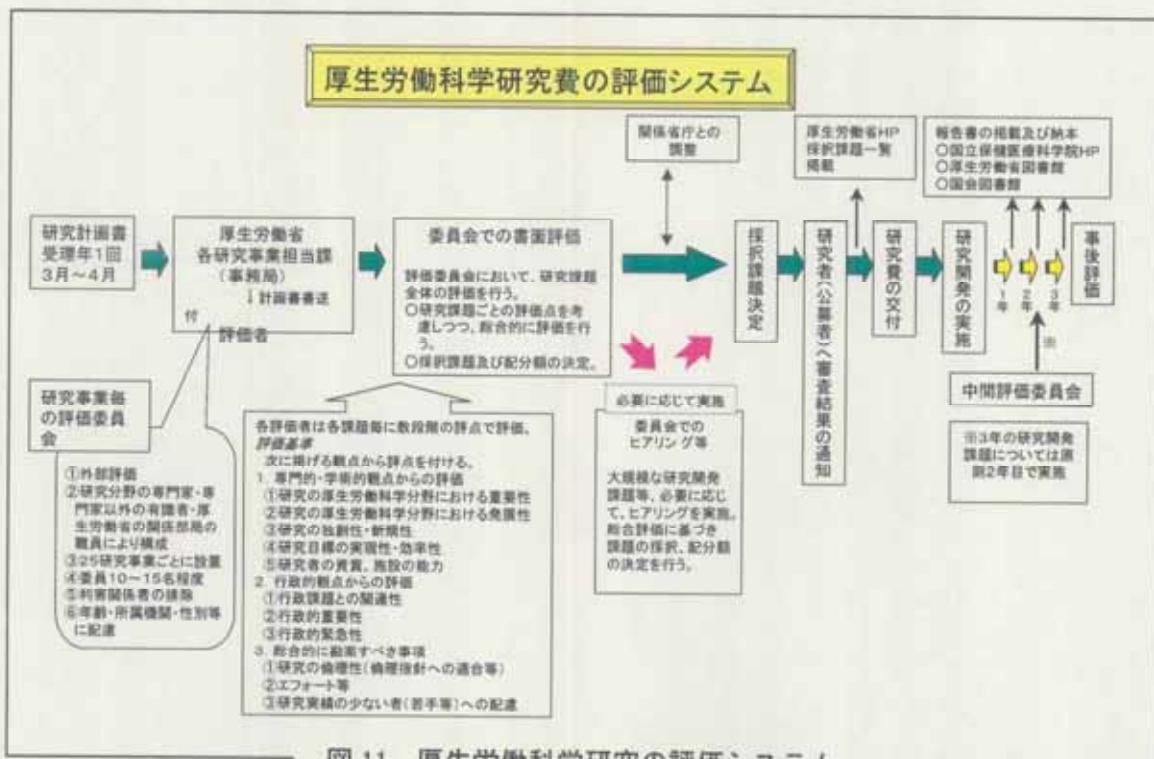


図11 厚生労働科学研究の評価システム

3) 評価の観点

それぞれの研究事業の評価委員会において、次に掲げる観点から評点を付け、評価を行っている。

3-1) 事前評価

1. 専門的・学術的観点からの評価

- ①研究の厚生労働科学分野における重要性
- ②研究の厚生労働科学分野における発展性
- ③研究の独創性・新規性
- ④研究目標の実現性・効率性
- ⑤研究者の資質、施設の能力

2. 行政的観点からの評価

- ①行政課題との関連性
- ②行政的重要性
- ③行政的緊急性

3. 総合的に勘案すべき事項

- ①研究の倫理性（倫理指針への適合等）
- ②エフォート等
- ③研究実績の少ない者（若手等）への配慮

3-2) 中間評価

1. 専門的・学術的観点からの評価

- ①研究計画の達成度
- ②今後の研究計画の妥当性・効率性
- ③研究継続能力

2. 行政的観点からの評価

期待される厚生労働行政に対する貢献度など

3. 総合的に勘案すべき事項

- ①研究の倫理性（倫理指針への適合等）
- ②今後の展望等

3-3) 事後評価

1. 専門的・学術的観点からの評価

- ①研究目的の達成度（成果）
- ②研究成果の学術的・国際的・社会的意義
- ③研究成果の発展性
- ④研究内容の効率性

2. 行政的観点からの評価

期待される厚生労働行政に対する貢献度など

3. 総合的に勘案すべき事項

- ①学術雑誌への発表、特許の出願状況等について
- ②今後の展望

3. その他の取組事項

1) 倫理指針の遵守等

各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討している。

医学研究に係る厚生労働省関連の指針についてホームページで公開。

2) 被評価者に評価結果を通知（平成10年以降）

3) 若手研究者への配慮

研究の評価にあたっては、これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮するよう指針で定めている。一部の研究事業において若手研究者（36歳以下）を対象とした枠を設定している。

- ・萌芽的先端医療技術推進研究事業

- ・食品の安全性高度化推進研究事業

- ・循環器疾患等総合研究事業

4) 間接経費の計上

3,000万円以上の新規研究課題を対象に研究費の20%の間接経費を導入している。

- ・平成15年度（実績）：14億円

- ・平成16年度（予算）：13.2億円

5) 大学院博士課程学生への支援

研究者を対象とした制度であり、大学院生への支援措置はないが、実験補助等に対する賃金を支払うことは可能としている。

4. 申請と採択の状況

平成15年度実績では、新規課題の採択率は、約28.6%となっている。

新規課題 応募 1,653件 採択 472件 (採択率 28.6%)

継続課題 応募 1,004件 採択 982件 (採択率 97.8%)

5. 厚生労働科学研究の推進事業

1) 外国人研究者招聘事業

当該分野で優れた研究を行っている外国人研究者を招聘し、海外との研究協力を推進している。

2) 外国への日本人研究者派遣事業

国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し、当該研究課題に関する研究を実施することにより、わが国における当該研究の推進を図っている。

3) リサーチレジデント事業（若手研究者育成活用事業）

主任又は分担研究者の所属する研究機関に当該研究課題に関する研究に専念する若手研究者を一定期間（原則1年、最長3年まで延長）派遣し、当該研究の推進を図っている。将来のわが国の研究の中核となる人材を育成するための事業を行っており、年間約400名を派遣している。

4) その他

研究成果発表会や、研究事業毎のパンフレット作成等を行っている。

7. 公表に関する取組

1) 研究事業に関する情報の公表

厚生労働省ホームページ上で、次の事項を公開している。

- ・事業概要、募集要項、評価指針
- ・評価委員会委員名簿
- ・採択研究課題名、主任研究者、交付金額

2) 研究成果の公表

研究報告書を厚生労働省図書館、国会図書館、国立保健医療科学院等に配布し、保管・公表するほか、国立保健医療科学院ホームページ上で、研究課題、研究者名、研究成果（報告書本文等）を含み、検索も可能な厚生科学研究成果データベースを公開しており、平成11年3月29日から30万件以上（平成16年5月現在）のアクセスがある。

